

第 53 回松江市都市計画審議会議案の概要

議案第 1 号	議案の内容	題 名	建築基準法第 51 条ただし書きに規定する卸売市場の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について
		概 要	<p>申請者松江中央水産物株式会社は、昭和 42 年より松江市和多見町において卸売市場として営業を行っているが、国土交通省主体の大橋川拡幅・改修に伴い、当該施設の解体・移転等が必要となった。当該敷地が取引業者のアクセスや利便性に優れていることやスムーズな新築施設への業務移行を加味し、現地建替えを計画している。</p> <p>建築基準法第 51 条、同法施行令 130 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定により、商業地域内における卸売市場の用途に供する新築の建築物で延床面積が 500 m²を超える場合には、特定行政庁の許可が必要となる。</p> <p>今回、当該施設の延床面積が 500 m²を超えるため、建築基準法第 51 条の規定により都市計画審議会に付議を行うもの。</p>